

保存版

上下水道事務所からの お知らせ



宅地内漏水の確認方法

宅地内（メーターボックスから住宅側）での漏水は気付かないうちに進行していることがあります。

特に使用頻度の高い器具や老朽化した管は、漏水する可能性が高くなります。

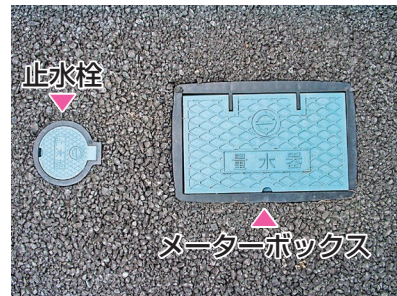
地面や壁面が濡れていたり、水が噴き出しているなど、目に見える漏水はすぐに確認できますが、地中や壁の中などの見えないところで進行している漏水の確認は、右記の方法で行うことができます。

宅地内の漏水点検・修理は、守谷市指定の工事事業者に依頼してください。

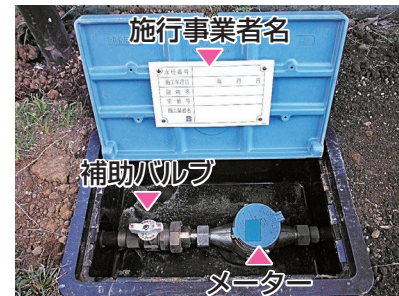
漏水点検・修理は、住宅の新築や改築時などに給水装置工事を行った守谷市指定の工事事業者（分からない場合は、ご自宅の建築業者などにご確認ください。）に依頼してください。

工事事業者が分からない場合は、守谷市ホームページ内の上下水道課のサイトや裏面の漏水当番表などを参考にして、守谷市指定の工事事業者に依頼してください。

※宅地内漏水の点検・修理の費用は、お客様の負担となります。依頼する際は必ず費用の確認をお願いします。



① 蛇口・トイレ・湯沸かし器などのバルブを全て閉める。



② メーターボックスのふたを開けてメーターのパイロット（銀色の羽根車）の動きを見る。



③ 蛇口を全て閉めているのにパイロットが回る場合は漏水の可能性があります。（微量の漏水ではパイロットが1周するのに1～2分程度かかることがあります。）



③ のメーターの写真で矢印の先にある銀色の羽根車がパイロットです。メーターの中を水が通るとパイロットが回る（右回り）仕組みになっています。宅地内の蛇口を全て閉めた状態でパイロットが回る場合は、宅地内のどこかで漏水していると判断できます。（パイロットの動き方が分かりにくいときは、蛇口を開けた状態で確認してみてください。）



検針にご協力を

上下水道事務所では、2箇月ごとに皆さんのご自宅に訪問し、水道メーターの検針を行っています。円滑な検針作業にご協力をお願いします。

- メーターボックスの上には物を置かない。
- メーターボックスの中に水や泥が入らないようにする。
- 増改築などで水道メーターが室内や床下になる場合は、検針しやすい場所に移設する。
- 飼犬は、水道メーターから離れた場所につなぐ。

※メーターボックスからご自宅の蛇口まではお客様の管理となります。定期的な漏水確認とメーターボックス内の清掃をお願いします。



こんなときには連絡を

- 転出、転居するとき
- 家を新築するとき
- 家を取り壊すとき
- 水道を長期間使用しないとき
- 使用者または所有者の名義が変わるとき
- 検針票の送付先などが変わるとき
- 井戸水を使い始めたとき
- 井戸水から水道水に切り替えたとき
- 家族の人数に変更があったとき（井戸水を使用している場合のみ）

※水道の開閉栓の連絡は、使用または中止する3日前（土日、祝日は除く）までにお願いします。

問合先 **守谷市上下水道事務所**

〒302-0110 守谷市百合ヶ丘二丁目 2734 番地の 1
電話 0297-48-1842 FAX 0297-48-6087
ホームページアドレス <https://www.city.moriya.ibaraki.jp/>